

# 千葉市個人情報保護条例及び千葉市個人情報保護条例施行規則

## の一部改正について（案）

### 1 改正の概要

このたび、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」といいます。）が改正され、新たに「要配慮個人情報」（※）が定義されました。

そこで、本市においても、行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、要配慮個人情報を定義するほか、電子計算機処理の制限に係る規定を改めることなどを目的として千葉市個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）及び千葉市個人情報保護条例施行規則（以下「施行規則」といいます。）の一部を改正します。

#### ※ 「要配慮個人情報」とは……

本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいい、詳細は行政機関個人情報保護法、政令及び総務省令等で定められています。

#### 【具体的内容】

- (1) 人種
- (2) 信条（思想と信仰を含む。）
- (3) 社会的身分
- (4) 病歴
- (5) 犯罪の履歴
- (6) 犯罪により害を被った事実
- (7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）があること。
- (8) 健康診断その他の検査の結果
- (9) 健康診断その他の検査の結果に基づく医師の指導、診療、調剤が行われたこと。
- (10) 刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (11) 少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

### 2 改正内容

#### (1) 要配慮個人情報の規定（条例第2条、第6条、施行規則第1条の2関係）

条例において要配慮個人情報を定義するとともに、個人情報取扱事務の目録に要配慮個人情報が含まれているか否かを明記し、公表します。

要配慮個人情報とする対象については、条例のほか施行規則で定めるものとし、現時点では行政機関個人情報保護法等の規定によるものと同一とします。

#### 【趣旨】

取扱いに配慮をすべき個人情報を明らかにして、そのような情報がいかなる事務において使用されているかを公表することにより、個人情報の取扱いに対する安心や信頼の確保を図ります。

要配慮個人情報とする対象については、市が独自に規定すべきものがあるかについても、今後の社会情勢を踏まえつつ検討していくことが必要であるため、条例のほか施行規則で詳細を定めるものとします。

## (2) 電子計算機処理の制限に係る規定

### ア 電子計算機処理に係る個人情報の提供の制限の改正（条例第10条第2項関係）

電子計算機処理に係る個人情報を国等に提供しようとする際の千葉市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）への諮問を不要とし、審議会には事後に報告するものとします。

#### 【趣旨】

国等に提供される個人情報は、法令等に基づくなどの公共性の高い事務に利用されるものであり、また、国等に目的外で個人情報を提供できる場合も「事務の遂行に必要不可欠」などと厳しく制限されています。

また、現在ではITの活用によるさらなる行政サービスの向上や行政運営の効率化が求められている中で、審議会へ諮問しなければ一切電子計算機処理に係る個人情報を提供できないとなると、法令等に基づくなどの公共性の高い国等の所掌事務の迅速性・機動性が損なわれ、公益が害されるおそれもあります。

したがって、審議会への事前の諮問は不要とし、事後に報告するものと改めるものです。

### イ 個人情報を提供するための通信回線による電子計算機の結合の制限の改正（条例第10条第3項、第4項関係）

個人情報を提供するための通信回線による電子計算機の結合（以下「オンライン結合」といいます。）を開始しようとする場合であって、法令等に基づいて結合する場合又は国等と結合する場合は、審議会への諮問を不要とし、審議会には事後に報告するものとします。

#### 【趣旨】

法令等に基づいて結合する場合は、オンライン結合の必要性や安全性について検討がなされた上で立法化されているものであり、国等と結合する場合は、法令等に基づくなどの公共性の高い事務事業を行う団体との結合であるから、通信回線を経由した不当な利用、改ざんがなされるおそれはないといえます。

また、現在ではITの活用によるさらなる行政サービスの向上や行政運営の効率化が求められています。

したがって、法令等に基づく場合及び国等と結合する場合は、審議会への事前の諮問は不要とし、事後に報告するものと改めるものです。

### 3 規定の改正案

#### (1) 要配慮個人情報の規定（条例、施行規則）

##### ア 条例

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) ～ (9) (略)</u></p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) ～ (7) (略)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</u></p> <p><u>(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条（思想及び信仰に関するものを含む。第7条第3項において同じ。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p><u>(5) ～ (11) (略)</u></p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p><u>(6) ～ (8) (略)</u></p>

イ 施行規則

改正前	改正後
(新設)	<p>(要配慮個人情報の定義)</p> <p><u>第1条の2 条例第2条第4号に規定する規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)</u>とする。</p> <p>(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。</p> <p>ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害</u></p> <p>イ <u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害</u></p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)</u></p> <p>エ <u>治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</u></p> <p>(2) <u>本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果</u></p> <p>(3) <u>健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</u></p> <p>(4) <u>本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</u></p> <p>(5) <u>本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</u></p>

(2) 電子計算機処理の制限に係る規定の改正（条例）

改正前	改正後
<p>※ 参考 （個人情報の収集の制限） 第7条 1～4 略</p> <p>5 前項の規定による報告があった場合は、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。 （個人情報の利用及び提供の制限） 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1）～（4） 略 （5）国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。 （6） 略 （電子計算機処理する内容の制限） 第10条（略）</p> <p>2 実施機関は、電子計算機処理に係る個人情報を、第8条第1項第5号の規定により国等に提供しようとするときは、<u>あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。</u></p> <p>3 実施機関は、<u>実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合（実施機関の保有する個人情報を 実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。</u></p> <p style="text-align: center;">）を行う ときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>※ 参考 （個人情報の収集の制限） 第7条 1～4 略</p> <p>5 前項の規定による報告があった場合は、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。 （個人情報の利用及び提供の制限） 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1）～（4） 略 （5）国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。 （6） 略 （電子計算機処理する内容の制限） 第10条（略）</p> <p>2 実施機関は、電子計算機処理に係る個人情報を、第8条第1項第5号の規定により国等に提供したときは、<u>その旨を審議会に報告しなければならない。</u></p> <p>3 実施機関は、<u>他の</u>実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合（実施機関の保有する個人情報を<u>当該</u>実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。<u>以下この項及び次項において「オンライン結合」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（1）法令等に基づいてオンライン結合を開始しようとするとき。</u></p> <p><u>（2）国等との間においてオンライン結合を開始しようとするとき。</u></p> <p>4 実施機関は、<u>前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であって、オンライン結合を開始したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第7条第5項の規定は、第2項及び前項の規定による報告があった場合について準用する。</u></p>

#### 4 スケジュール

平成30年8月	千葉市情報公開・個人情報保護審議会で審議・答申
平成30年12月	パブリックコメント手続の実施（1か月間）
平成31年1月	意見に対する考え方の公表
平成31年2月	条例議案提出
平成31年4月	改正条例・改正施行規則施行